

小学生以上の児童を対象にした登録制度の導入について

日頃より、児童館の運営にご理解・ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

児童館では、事故や大きな怪我、災害等の緊急時に保護者の方と連絡をとる必要があります。来館時、利用票に保護者の電話番号を記入していただいておりますが、書くことが難しい児童もおり、緊急時の対応について懸念しております。

つきましては、小学生以上の児童を対象に登録制度を導入することといたしました。保護者の連絡先を覚えることが難しい等、ご不安のある方は、登録制度をご活用いただけますようお願いいたします。登録内容については、別紙、登録カードの通りです。

児童館を利用する際の手順について

- ①利用票を記入します。(毎回)
- ②登録を希望される方は、保護者の方が登録カードに必要事項をご記入の上、ご持参ください。
※登録カードは、HPからダウンロード可能
※登録は4月から翌年3月まで有効とし、期限が過ぎましたら、規定に則り処分いたします。
個人情報取扱の観点から、年度毎を区切りとさせていただきます。

地震発生時(震度5弱以上)の児童の引き渡しについて

建物の被害状況・その他収集した情報から判断し

第一次避難場所(新倉小学校)へ避難誘導する場合があります。



保護者への引き渡し

小学生・中学生は保護者へ引き渡しを行います。

お迎えに来て下さい。

※災害用伝言ダイヤル(171)を活用します。

被災時に再生していただき登録内容をご確認ください。

(新倉児童館電話番号 048-463-1679)

携帯電話が使用できる場合は、連絡先が分かる児童は個別に連絡します。

着信がありましたら、折り返しにご協力お願いします。(緊急時のみ使用 090-9859-9786)